

議事（1）岡山県動物愛護センターの現状について

1 事務局から資料(p1～11)に沿って説明。

2 委員意見及び事務局答弁

（1）亀森委員

資料1ページの「1 犬の保護収容数、返還数及び返還率」について、犬の保護収容数は徐々に減少しているが、返還率が高い理由はあるか。

（事務局）

返還率が上がっているのは、飼い主のモラルの向上などによるものと思われる。

センターも努力しており、返還するために保護収容動物を写真付きで、ホームページに2週間掲載している。また、ケーブルテレビや有線放送で保護収容動物の情報を発信するなど、独自に周知活動をしている市町村がある。

（亀森委員）

今後、リードをつけて飼うなど指導をしなければいけない。

（事務局）

適正な飼養の方法も伝える必要がある。近年、返還頭数が減少しているのは、野犬の収容が増加しているためである。

（國近委員）

返還率が5倍になっているが、返還頭数はセンター開所以降あまり変わっていない。今ではマイクロチップや鑑札を付ける飼い主が増えているため、収容頭数が減少すると返還率が高くなるのではないか。

（2）奥田委員

資料2ページの「3 飼えなくなった犬・猫の引取数」について、平成25年からやむを得ない理由がない場合は、引き取りを拒否できるようになったと書いてあり、センターの引取数が劇的に減少している。最近、ブリーダーの動きに変化があり、個人事業者が減少している。法改正前はブリーダーからの引き取り依頼もあったと思うが、最近の引き取りについて、何か特徴的なものはあったか。

（事務局）

ブリーダーからの引き取りは基本的に拒否要件となっているため、引き取ることはない。法改正以前も犬猫を引き取ることはなかったと思われるため、法改正前後でブリーダーからの引き取りによる頭数の変化はない。ただ、ブリーダーも高齢化が進んでおり、廃業した後の飼育に困った例がいくつかあり、センターが有料で引き取ったこ

ともある。

(3) 甲斐委員

資料2 ページの「3 飼えなくなった犬・猫の引取数」について、法改正があり引取数が減少しているが、引き取ってもらえないため飼い犬を放してしまい、野犬の数を増やしているとは考えられないのか。

(事務局)

センター開所以前から笠岡市や玉野市にいる野犬であり、捨てている人がいるかもしれないが、もともと野犬が多い土地柄である。笠岡市や玉野市から収容している頭数の変移をみても、捨てられて増えたとは認識していない。昔からいる野犬が繁殖して群れをつくり、移動して増えているという認識である。

(甲斐委員)

明らかに飼っていた犬が野犬化しているなどの特徴はないか。

(事務局)

ない。

(甲斐委員)

飼われていた犬は弱いため、死んでしまう可能性も高いかもしれない。一番懸念されるのはセンターが引き取らないことで、そのまま放置されること。

(事務局)

散発的に多頭飼育崩壊の相談が入ってきているが、行政が引き取らなくなったことは県民に周知されてきており、相談ができず抱え込んでしまうという例もあると思われる。

(甲斐委員)

このことに対して、他の手段は考えているのか。

(事務局)

最終的には引き取らないといけないが、飼い主の責任をどこまで問うのか考えなければならない。高齢の方や経済的な支援が必要な方など、飼い主の責任をそこまで求められない方が多いため、福祉関係の方にも協力をいただき、引き取るとしても極力少ない頭数になるように、里親探しなどの取り組みをお願いしている。それでもなかなか減らすことができない、有料引取のお金が払えないということがある。

(中村委員)

有料引取の金額はいくらか。

(事務局)

1頭2千円である。3か月未満の子犬子猫の場合は5匹までが千円、5匹を超える場合は、10匹までが2千円となる。決して金額が大きいわけではないが、数匹引き取るとなるとお金がかかる。年金で生活している方もいるので、年金が入り次第、払える

額の頭数を引き取った事例もある。

(甲斐委員)

病院の患者から、野犬が徘徊していて散歩ができないなどの話を聞く。今は野犬の引き取り等を保健所が頑張っている。以前は野犬の捕獲が難しいといていた。

(中村委員)

岡山市は頑張っている。

(甲斐委員)

かつてはあまり協力的ではなかったが、今は岡山市は頑張っている、ということか。

(中村委員)

山口県周南市のようになっては手が付けられないため、その前に手を打たなければならない。岡山市の取り組みを県下全てに広めていくことが必要である。地元の人には捕まったら殺されると思っているため、檻に入っても逃がしてしまったり、中には檻を壊してしまったりする方もいる。行政が引き取っても殺さないということが理解されれば、地元の協力が得られ、野犬の捕獲がしやすくなるのではないか。

(甲斐委員)

野犬は賢いため捕まらなると聞いている。

(中村委員)

一度檻に入り、地元の人から逃がされた犬はもう捕まらなと思われる。地元の協力や理解を得て、野犬対策をしなければいけない。今日、病院に子猫を連れてきた方がいたが、保健所に連れて行くとすぐに殺されると言っていた。県民のイメージは捕獲＝殺処分なので、理解してもらいようにしなければならない。

(亀森委員)

笠岡市は捨て犬捨て猫が多いイメージがある。牧場があるところは餌が豊富なため、捨てる人も罪悪感が少ないのではないか。

(事務局)

もともとはそういうところから始まり、ここまで増えてしまったと思われる。

(亀森委員)

農場に行くと猫を20～30匹ほど見かける。常に餌をあげているので、まとめて保護できるのではないか。犬はどうか。

(事務局)

笠岡市の干拓地には犬が住み着いている。牧場に捕獲器を何台か設置しているため、今年は野犬の收容が増加している。

(亀森委員)

牛の餌を食べる。

(事務局)

後産を食べることもある。

(亀森委員)

犬だけではなく、イノシシも餌を食べにくる。野犬は見かけないが、イノシシを見かけるようになった。

(事務局)

イノシシの捕獲器に野犬が入ることもある。イノシシ用の捕獲器を使用し野犬を捕獲するところもある。干拓地は 100 頭ほどの群れがいると言われている。

(亀森委員)

猫は見かけるが、犬は見かけなくなった。

(事務局)

暑いため日陰にいると思われる。涼しくなってくると群れで出てくる。

(奥田委員)

野犬について、今後の対策として考えていることはあるか。

(事務局)

飼い主がいないが、もともとは飼われていた犬が捨てられたことが、野犬の発祥だと思う。笠岡市の野犬は何十年も前からいるため、捨てられたからということではなく、野犬が繁殖しているのが現状である。笠岡市役所もかなり困っており、市も対策を考えようと岡山県と協議を重ね、市でも捕獲器を設置するなど協力をいただいている。その結果、少し捕獲数が増加した。ただ、そもそもの数が多いため、捕まえても追いつかない状況であり、画期的な方法が見いだせず困っている。その他の市町村についても困っているところが多い。早島町も野犬がおり、協力して捕獲している。地元と協力をしなければ捕まらない。成犬になると賢いためなかなか捕まらない。捕獲器に入るのは生まれて 2～3 か月の子犬ばかりで、親が捕まらないため減らない。

(4) 奥田委員

資料 2 ページの「3 飼えなくなった犬・猫の引取数」について、犬が飼えなくなった特別な理由はあるか。

(事務局)

引き取る理由として一番多いのは、飼い主が独居で、地域とのコミュニケーションがなく、家族と疎遠という方が入院・入所しなければならないケース、または飼い主が亡くなったという親族からの相談などである。余程の理由でなければ引き取っていない。引っ越しなどの理由では引き取らない。

議事 (2) 岡山県動物愛護推進員の活動について

1 事務局から資料 (p12～p13) に沿って説明。

2 委員意見及び事務局答弁

(1) 奥田委員

令和5年度第1回岡山県動物愛護推進協議会の際に、獣医師の推進員について活発に活動するという話をしていたが、反応はどうか。

(中村委員)

若手になればなるほど自分の仕事が最優先になるため忙しい。

(事務局)

独自活動の内容として、啓発や助言などの報告数は獣医師の割合が多い。

議事(3)岡山県動物愛護管理推進計画について

1 事務局から資料(p14~p17)に沿って説明。

2 委員意見及び事務局答弁

(1) 中村委員

資料17ページの「6 特定動物飼養・保管施設監視率」について、46施設とは動物園か。

(事務局)

動物園以外にも笠岡市の城山に猿がいたり、ワニガメ研究所など保護して飼っているところなどがある。個人で飼っているところもある。

(國近委員)

46施設とは岡山市倉敷市を含む県下全体か。

(事務局)

全体である。

(2) 奥田委員

資料16ページの「4 犬のしつけ方教室の延参加者数」について、犬のしつけ方教室はニーズがあるのか。

(事務局)

令和3年度が819人、令和4年度が868人、令和5年度が1,111人のため、徐々に増加している。コロナ禍前の平成29年は、1,050人、平成30年は921人であり、コロナ禍前に戻ってきていると感じる。

(國近委員)

コロナ禍でも、犬の譲渡を受けた方にしつけ方の講習を受けるよう義務付けられているので、まとめては行わず個々に対応した。イベントの時に講習会を行うなど、多くの方に参加していただき、1,000人を超える年もあった。

(3) 甲斐委員

資料 17 ページの「5 動物取扱業者施設監視」について、取扱業の制度を破っている業者はどの程度いるのかなど把握はしているのか。

(事務局)

無登録ということか。

(甲斐委員)

そうである。どのような形で潜っているのか気になっている。

取り締まることはできないのか。

(事務局)

把握していない。

(中村委員)

ブリーダーが犬を販売する際に、販売後その犬に出産をさせ、生まれた子犬をブリーダーに譲り渡すという内容が含まれた契約を購入者と結んでいる、と聞いたことがある。ブリーダーとしては、出産までの親犬の飼育をしなくてよいという、メリットがある。

(事務局)

親犬となる犬を購入した者が登録の対象となる可能性がある。

営利性、反復継続性、社会性の観点から、その必要性を判断することになると考える。

(中村委員)

取扱業について、通報があれば訪問に行くのか。

(事務局)

立入に行く。

議事 (4) その他

特になし